# 重要

# 小児慢性特定疾病医療支援事業更新申請手続きのご案内

### ≪受付期間≫

## 令和5年6月1日(木)から8月18日(金)(郵送の場合は当日必着)

- ・受付時間は8時30分~17時00分です。(土曜日,日曜日,祝日を除く)
- ・受付期間遅れ、書類不足、記入もれの場合は受付できません。提出の際は再度ご確認をお願いします。チェックリストの活用をお願いします。

#### ≪ 申 請 先 ≫

# 柏市 地域保健課 (窓口番号:⑥)

〒277-0004 柏市柏下65-1 (ウェルネス柏内3階)

### ≪申請方法≫

地域保健課へ「郵送」または「来庁」

### ≪提出書類(全員)≫

### ① 柏市小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書(必須)

- ・複数の疾患群に該当する場合でも、1枚の申請書で申請が可能です。 (ただし、<u>医療意見書は疾患ごと</u>に必要です。)
- ・利用する医療機関、薬局、訪問看護に変更がある場合は 記載をお願いします。(すぐに変更が必要な場合は、変更申請を行ってください)
- ・申請者(主に被保険者)以外の方が来所される場合は委任状の記載が必要です。 (例1:申請者が父,来所者が母 例2:18歳以上の患者(申請者)の父や母が 来所)
- ・<u>18 歳以上の受診者は患者本人が申請者となりますのでご注意ください。</u> この場合、申請者欄は「本人名義」で申請してください。

(ご家族が申請する場合は委任状が必要になります。)

- ② 医療意見書 (※この案内に、医療意見書の用紙は同封されていません。)
  - 医療意見書は、疾病(788疾病)ごとに異なります。
    小児慢性特定疾病情報センター(http://www.shouman.jp/)からダウンロードできます。
  - ・主治医に作成を依頼して下さい。
  - ・医療意見書の有効期限は記載年月日から3か月以内です。

#### ③ |保険者からの情報提供にかかる「同意書」

## ④ | 令和5年度市民税(非)課税証明書または承諾書

・令和5年1月1日時点で柏市に住民登録があるかたは、①申請書の提出をもって税証明書の提出を省略できます。血友病の場合、税証明書類は不要です。

<R5.1.1 以降に柏市の住民となった方で>

・柏市国民健康保険 ・国民健康保険組合の方	受診者と同じ健康保険に加入しているかた <u>全員分</u> (中学生以下を除く)の市民税(非)課税証明書
・上記以外の医療保険の方 (会社の健康保険等)	<u>被保険者</u> (保護者等)の市民税(非)課税証明書

#### ⑤ | 健康保険証の写し (加入している健康保険によって異なります。)

・柏市国民健康保険 ・国民健康保険組合	医療保険上の <u>世帯全員分</u> の健康保険証
・上記以外の医療保険 (会社の健康保険等)	受診者と被保険者(保護者等)の健康保険証

- ・生活保護を受給している場合は、保険証の写しに代えて「保護受給証明書」が必要です。
- ・上記以外の場合(後期高齢者医療など)は担当までお問い合わせください。

- ⑤ 小児慢性特定疾病医療受給者証(桃色の受給者証)(※郵送の場合は写し)
  ⑦ 印鑑 ※窓口申請で訂正が判明した場合 ※郵送の場合,訂正に来庁いただく場合があります。
  ⑧ 更新申請時アンケート
  ⑨ 提出必要書類チェックリスト
  - ≪該当者のみ提出が必要な書類(※継続を希望する方のみ)≫
  - □ 成長ホルモンの治療をしているかた
    - ・主治医に成長ホルモン治療用意見書(継続申請用)の作成を依頼して下さい。 この案内に、成長ホルモン治療用意見書の用紙は同封されていません。
  - □ 重症認定を受けているかた
    - · 柏市重症患者等認定申告書
    - ・身体障害者手帳,療育手帳等の写し
  - □ 人工呼吸器及び対外式補助人工心臓等を使用しているかた
    - ・人工呼吸器等装着者申請時添付書類の記入を医師に依頼して下さい。
    - ・人工呼吸器等装着者申請時添付書類のない方は、ご連絡下さい。
  - □ <u>身体障害者手帳,療育手帳をお持ちのかた(手帳の内容により重症に該当する場合は,自己</u> 負担上限額が減額される場合があります。別途重症認定の申請が必要です。)
    - ・手帳の写し(顔写真のある面を広げて全面の写しをとってください。)
    - 柏市重症患者等認定申告書
  - □ 高額かつ長期の認定を受けているかた、または高額かつ長期に該当するかた
    - ・自己負担上限額管理ノートの写し(全ページ)
    - 柏市重症患者等認定申告書
      - ※高額かつ長期については、自己負担上限額管理ノートの表紙の裏の②をご参照ください。
  - □ <u>同じ保険証世帯内(家族内)に,小児慢性特定疾病医療受給者,または特定医療受給者(指定難病)がいるかた</u>
    - ・小児慢性特定疾病医療受給者証の写し又は特定医療受給者証(指定難病)の写し
  - □ <u>寡婦(寡夫)控除のみなし適用の申請をするかた(</u>対象:一度も婚姻歴のない方。もしくは,申請時・前年末(6月申請の場合は前々年末)において婚姻していない方)
    - 戸籍全部事項証明書
  - ◎ 小児慢性特定疾病審査会の認定審査について

提出された医療意見書をもとに、認定審査が行われます。 厚生労働大臣の定める小児慢性特定疾病状態の程度に該当しない場合は、認定されないことがあります。

◎ 認定結果について

審査の結果は、9月下旬ごろまで簡易書留にて送付します。その際、認定者には新しい受給者証を同封にて郵送します。

問い合わせ先

地域保健課 小児慢性担当 宮脇, 髙橋 電話:04-7167-1257